

## 医療保険サービス料金

(1日あたり)

		看護師	准看護師
基本療養費 (I)	週3日まで	555円	505円
	週4日以上	655円	605円
基本療養費 (II) 同一日2人まで	週3日まで	555円	505円
	週4日以上	655円	605円
基本療養費 (II) 同一日3人以上	週3日まで	278円	253円
	週4日以上	328円	303円
基本療養費 (III)			850円

基本療養費 (II) とは、同一日に同一建物居住者であるご利用者様に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費です。該当する方の人数が「2人」もしくは「3人以上」によって算定する金額が異なります。

訪問看護基本療養費 (III) とは、在宅療養に向けて外泊をしている入院患者様のうち、厚生労働大臣が定める状態の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定する療養費です。

(1日あたり)

管理療養費	月の初日	744円
	2日目以降	300円

## 加算料金

特別管理加算 I	月に1回	250円
〃 II	〃	500円
24時間対応体制加算	月に1回	640円
難病等複数回訪問加算	2回	450円
	3回以上	800円
長時間訪問看護加算	1日	520円
退院時共同指導加算	1回につき	800円
退院支援指導加算	月に1回	600円
ターミナル療養費		2,500円
複数名訪問加算	週1回	4,500円
	週3日まで	3,000円

看護師 + 看護師

看護師 + その他の者

- ◎ 特別管理加算とは、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態（以下、別表8状態という）とは、次のとおりです。
- 1)在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
  - 2)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
  - 3)人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
  - 4)真皮を超える褥瘡の状態
  - 5)点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- 特別管理加算Ⅰは1)に、特別管理加算Ⅱは2)～5)に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ◎ 難病等複数回訪問加算は、重度な病気で1日に何度も訪問看護が必要な方に対する加算です。尚、対象者は以下の通りです。
- ・厚生労働大臣が認める疾病（以下、別表7疾病という）  
多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
  - ・別表8状態にある方
  - ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方
- ◎ 長時間訪問看護加算は、長時間の訪問を要するご利用者様に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた方に算定する加算です。尚、対象者は以下の通りです。
- ・特別管理加算の対象となる方
  - ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方
- ◎ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。
- ◎ 退院支援指導加算は、保険医療機関から退院するご利用者様に対して、退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合に算定する加算です。
- ◎ ターミナルケア加算は、在宅で死亡されたご利用者様について、ご利用者様又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

◎ 複数名訪問看護加算は、複数名で訪問看護を行う必要がある利用者に対して、同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合に算定できる加算です。同行者が看護師、又はそれ以外の者で金額が変わります。尚、対象者は以下の通りです。

- ・別表7疾病の方
- ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる者
- ・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ・その他利用者の状態から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる者